## USPTO が査定不服審判に関する規則改定(最終版)を発表

2008年6月10日 JETRO NY 澤井、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、本日付のフェデラルレジスター(官報)で、査定不服審判(ex parte appeal) $^1$ に関する特許規則改定の最終版を公表した $^2$ 。

本規則改定は、07年度に前年度より1,000件以上多い4,639件の審判請求がある中、今後予測される審判請求の増加に備え、適切な審理期間(in a timely manner)を維持していくために所要の改定を行うもの。07年7月30日付の官報でパブリックコメントに供されていた<sup>34</sup>。査定不服審判に関する規定の全般的な見直しを行い、審判における各種手続き規定の明確化や提出書類の記載項目・フォーマット等の詳細な明文化が主な内容である。

USPTOは、官報による本改定規則の公表に先立つ9日にプレスリリース<sup>5</sup>を実施。同発表によれば、規則改定は、審判手続きの簡素化と、よりタイムリーな判断を下せるようにするため、要件の追加と明瞭化を図るものとしている。

デュダスUSPTO長官(商務次官)は、発表に際し「新規則は、効率性・明瞭性向上により査定不服審判手続きを促進し、パテントコミュニティ(特許制度利害関係者)とUSPTO 双方にとって有益なものとなる。手続きの早い段階で情報交換と争点の具体化を図ることにより、審判手続きの一層の簡素化と効率的な意思決定が可能となる。」とのコメントを寄せている。

新規則は、審判請求理由書や弁駁書のページ数制限の上限を当初改定案より5ページ増やすなど、一部パブコメの結果を反映し、修正した規則もあるとしているが、全体として文言や表現の修正が主であり大きな修正はない。

今般のUSPTOのプレスリリースにおいて言及された主な改定内容は以下のとおり。

- 審査官は、審判手続きの早い段階で拒絶理由を提示することが求められる。
- ・ 審査官は、審判請求人による弁駁(reply brief)が行われた場合、これに対し答弁 (examiners' answer)を行うことはできない。このため、審査官は、かかる答弁に

<sup>1</sup> 査定系再審査請求に対する審判請求も含まれる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/73fr32938.pdf

<sup>3 070806【</sup>米国 IP 情報】USPTO が査定不服審判に関する規則改定案を発表 参照

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 今般公表された官報によれば、07 年度には前年度より1,000 件以上多い、4,639 件の審判請求があり、08 年度には6,000 件以上の請求があると予測。なお、07 年 7 月 30 日付のパブリックコメントの際には、07 年度は4,000 件以上、08 年度には5,000 件以上と予測していた。脚注3 参照。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/08-23.htm

際し、新たな拒絶の理由(new grounds of rejection)の提示を行うこともない。 (注:現行手続きにおいては、審判請求に対し、審査官は拒絶の正当性について答弁を行うことができ、これに対し、審判請求人は弁駁が可能。かかる弁駁書が提出された後、審査官は、新たな拒絶の理由を通知し審査の再開を行うか、或いは、弁駁書を受理して審判に回付するか選択ができた。)

- 審査官の追加的な答弁(supplemental examiners answers)も、審査請求人の 弁駁に対し行えない。
- ・ 審判請求人の要件遵守を容易にすべく、審判理由補充書(brief)の完全なる要件 を明文化。
- 審判に不要な審判理由補充書の要件(クレームされた主題の要約等)の記載は要しない。
- ・ 審判理由補充書では、争点の抽出及び拒絶時の審査官の判断ミスを証明する事 実と根拠の記載を中心とする。
- ・ ページ制限により、答弁における簡潔・明瞭な記載を確保する。

本新規則の施行は、かかる官報公表から半年後の12月10日であり、当該施行日以降に審判理由補充書(appeal brief)が提出される全ての審判手続きに適用される。

(了)